許審決取消訴訟の審理充実化

-近時の裁判例からの視点

東京高等裁判所判事塩月秀平

っているところである。 知的財産高等裁判所設置法案が成立に向かっている。現在の東京高裁知的財産権部門を継承して、審理体制の充実がさらに図られ、医療行為知的財産権部門を継承して、審理体制の充実がさらに図られ、医療行為における特許要件の問題(人間を診断する方法の発明であるとして、特許法で、現在の東京高裁知的財産権部門における、そして知的財産高等裁判所における主要な訴訟形態である特許審決取消訴訟の審理内容面でも、所における主要な訴訟形態である特許審決取消訴訟の審理内容面でも、所における主要な訴訟形態である特許審決取消訴訟の審理内容面でも、所における主要な訴訟形態である特許審決取消訴訟の審理内容面でも、がにおけるでき課題は多い。特許要件の有無を審理する特許をとして、特許法を支持した東京高判所との決別が立らに図られ、医療行為知的財産権部門を継承して、審理体制の充実がさらに図られ、医療行為知的財産高等裁判所設置法案が成立に向かっている。現在の東京高裁知的財産高等裁判所設置法案が成立に向かっている。現在の東京高裁知的財産高等裁判所設置法案が成立に向かっている。現在の東京高裁のているところである。

析と実務の指針を示したが、その後、特許法一六七条の適用に関する事会、二〇〇三)一二四頁で、審決取消訴訟の審理範囲についての若干の分れた審決取消判決の拘束力が及ぶ範囲についての事例分析をし、また、れ護一』(新日本法規、二〇〇二)一〇三頁において、審決取消訴訟でさ井紀昭ほか編・秋吉稔弘先生喜寿記念論文集『知的財産権―その形成と井紀昭はか編・秋吉稔弘先生喜寿記念論文集『知的財産権―その形成と井紀昭はが編・秋吉稔弘先生喜寿記念論文集『知的財産権―その形成と井紀昭はが編・秋吉稔弘先生喜寿記念論文集『知的財産権―その形成と井紀昭はが編・秋吉稔弘先生喜寿記念論文集『知的財産権―その形成と

例を含め、関連する興味深い裁判例が出てきている。

1 訴訟における審理範囲

法は、最大判昭五一・三・一〇民囲に関して実務を支配している手工 特許審決取消訴訟の審理範

ることを要し、発明の新規性に関は、具体的に特定されたものであと、①無効審判における無効原因との無効審判における無効原因とのである。本稿の関係で大法廷判決の集三○巻二号七九頁によるもので集三○巻二号七九頁によるもので

を、他の公知事実との対比における無効の主張と、他の公知事実との対比における無効の主張とは、別個の理由である、②審決取消訴訟においてある、②審決取消訴訟においてある、②審決取消訴訟における無効原因は、審決を違法としまたはこれを適法とする理由として主張これを適法とする理由として主張することができない、というものである。

判は、 九九号二三四頁)がある。この最 3・9民集五三巻三号三○三頁 ばならないとした最三判平11・ 的とする訂正審決が確定したとき されなかった公知事実との対比が った場合、審判において審理判断 存在およびそれを認めるべき証拠 きる。他方において、周知技術の 論の延長上にあるということがで 必要になることを理由に、前記の には無効審決は取り消されなけれ 結論を導いており、大法廷判決理 (判時一六七一号一三三頁、判夕九 (周知例) 中に特許請求の範囲の減縮を目 そして、無効審決取消訴訟の係 特許請求の範囲の減縮があ 審判において提出

も可能である。

されるなど、大法廷判決理論の当ては
なは、実務上はむしろ柔軟に行わ
めは、実務上はむしろ柔軟に行わ
がは、実務上はむしろ柔軟に行わ

には、 うことはできないとした。発明の 的とする訂正審決が確定したとき きなのか。 手法がどのように変容していくべ 成一一年最判の考えに代表される 記のように近時の裁判例の動き となることを明言しているが、後 要旨認定の誤りが審決の取消事由 取消訴訟の裁判所が第一次的に行 なければならず、この対比は審決 について公知技術との対比がされ 判は、特許請求の範囲の減縮を目 ことを強調したい。平成一一年最 方に関連して揺れる可能性のある 実務手法が、審決取消訴訟のあり 由がどのレベルで画定されるかの においてであっても、 された公知技術との対比の範囲内 充実化の流れを踏まえて、この平 ここで、審判において審理判断 東京高裁知財部の処理体制の 減縮された特許請求の範囲 審決取消事

になり得るのは別として、審決の手続上の誤りが独立に取消事由

訴訟における主張、

提出は可能と

されなかったものであっても取消

頭に置かねばならない。 してこれを取り消す事例が実務上 論に及ぼすべき違法事由があると があれば、それをもって審決の結 おける判断過程部分に審決の誤り の認定の誤りなどの特許要件の実 されるように、 この平成一一年最判の立場に代表 さしあたり、 判断過程の個々の部分の 通例となっていることを、まず念 体判断過程のいわば上流の部分に 旨認定の誤り、 可能かの議論もされているが、 審決取消事由として捉えること 審決の取消事由は、 引用例の技術内容 実務上は発明の要 誤りにま

利能力なき社団である原告が、本会」の本件文字商標に対して、権「財団法人日本美容医学研究

決の事実認定も支持し、

この判決

の著名性を認めなかった第三次審

支持し、その上で、

請求人の名称

た第二次取消訴訟の判決の判断を

る第三次の審決取消訴訟であっ訟であり、同一の審判請求におけ

判決は、著名性を要するとし

決は、 として、審判請求を不成立とし 時著名であったとは認められない 原告の名称が、本件商標登録出願 た。これを受けた第三次審決は、 せるために再度審決を取り消し ると判断して、この点の審理をさ ためには、著名であることを要す 条一項八号にいう他人に該当する であった。第二次取消訴訟の判決 に違反して登録されたというもの を含むから、商標法四条一項八号 標は、請求人の名称と同一の文字 効としたが、その理由は、本件商 求を排斥した審決を取り消した。 求の利益を有しないとして審判請 た。本訴は、 第二次審決は、本件商標登録を無 を請求した。第一次取消訴訟の判 学研究会」を含み商標法四条一 件商標は自らの名称「日 八号に該当するとして、 権利能力なき社団が商標法四 権利能力なき社団は審判請 第三次審決の取消訴 1本美容

判断過程での上流に位置する二成立もようやく確定した。

が誤った解釈をしたことをもって 利益であり、 みられる。 事実認定を自らはせずに、審決を 審決の違法事由として、さらなる る事実認定が審決においてされて ある。いずれも、そこから派生す 消しの理由は、商標法の解釈論で 取消訴訟においても実務上頻繁に 特許の無効審判請求に関する審決 取り消している。同様の処理は、 いないことを念頭に置いて、審決 至った経緯である。 て誤りとされ、第三次取消判決に 段階の審決の理由が二回にわたっ 審決取消しの理由は、 第二次判決の審決取 第一次判決の 審判請求の

3 当該引用例との対比における進歩性あるいは新規性の有無の料断中で審決がした、発明と公知点の認定に誤りがあり、したがって相違する構成であると認定される場合であっても、その相違点に関する容易推考性については、当関する容易推考性については、当るので、大法廷判決の前提に立っるので、大法廷判決の前提に立っるので、大法廷判決の前提に立っるので、大法廷判決の前提に立っるので、大法廷判決の前提における場合であっても、審決取消訴訟で審理判

るし、 理と判断を必要とすると考えられ 術的にきわめて重要であり、前 てくると理解すべきである。 判断が許されないとすべきではな 相違点に関する容易推考性の審理 らといって、訴訟においてさらに も多いかもしれない。しかしだか て審決を取り消すことも可能であ もって、そこに審決の違法を認め があって結論に影響があることを るときには、一致点の認定に誤り 判断利益を尊重して特許庁の再審 違する構成の容易推考性判断が技 断することが可能である。この相 積極的に行うべき事案も多くなっ むしろ、その点の審理判断を またそのようにすべき事案

4 前掲各拙稿にも触れたとおり、判断過程の上流における審決り、判断過程の上流における審決りさらに次のステップに移って判りさらに次のステップに移って判別さらに次のステップに移って判別を進めるべきと、私としては考えるものであるが、大法廷判決および平成一一年最判の判例理論をよび平成一一年最判の判例理論をよび平成一一年最判の判例理論をよび平成一一年最判の判例理論をよび平成一一年最判の判例理論をまた、当事者も審決で判断することへの認定があられるのが実情であり、

目すべきである。 化していく徴候がみられる点に注しかし、この傾向にも、徐々に変を求める傾向が強いようである。

内容に踏み込んでその当否の判断 くともこの判決においては、平成 無について判断する必要があった 特許要件が存することを認めてい 消している。訂正審決によって特 あるとして、特許取消決定を取り 特許取消決定を取り消していな が確定したことをもってただちに の発明の容易推考性についてすで るにもかかわらず、決定は訂正後 れた訂正審判請求を認める審決 の一つの現れである。判決は、 に遡って特許取消決定の違法の有 ることからすると、 許庁としては訂正後の発明の独立 に進み、そこに理由不備の誤りが い。そして、特許取消決定の判断 に判断しているとして、 許請求の範囲を減縮するものであ 許取消決定の取消訴訟提起後にさ (訂正審決)が確定し、訂正は特 一年最判が示したところに従 の問題が別に残る。 年(行ケ)第五三三号)が、そ 東京高判平16・4・20 訂正前の発明 しかし少な 訂正審決 (平 成

たこれまでの東京高裁の実務とはる点に注 効審決)を取り消すものとしてき徐々に変 ことをもって、特許取消決定(無である。 ただちに発明の要旨認定を誤ったでの判断 て、訂正審判が確定したからには

平成一一年最判が、無効審判請求 例として、東京高判平14・11・14 傾向のものをみることができる。 審理判断すべき事項を限局しな のとは事案を異にするが、この東 る取消訴訟におけるものであった を認めた審決(無効審決)に対す 一〇九号八六頁)がある。これは、 されるべきものではないとした事 をもって審決が違法として取り消 則として、発明の要旨認定の誤り 請求がされた事案においては、原 決の取消訴訟が係属中に訂正審判 異なる動きをみることができる。 京高判も、審決取消訴訟において (判時一八一一号一二〇頁、判夕一 無効審判請求を不成立とした審

範囲との関連取消判決の拘束力、

○頁の拙稿判例評釈(最三判平百選〔第三版〕』(二○○四) 一二百選〔第三版〕』(二○○四) 一二

明の進歩性の有無を結論づける説 引用例の技術内容の認定を誤り、 歩性の有無について審決とは反対 ない。このような説示のレベルに る限りにおいては、「審決は、各 破棄している。しかし、第一次取 きる。同最判はこの理解の下に、 を前提にしたと理解することがで 論)に至っていたはずであること 取り消した第一次取消判決が、進 性の有無の認定に誤りがあったと とどまったままで審決の違法の有 示までは、そこにみることができ 法である」というにとどまり、発 った認定に基づくものであって違 本件発明と各引用例の異同点の誤 した原判決 求を排斥した第二次審決を取り消 発明の進歩性を認めて無効審判請 して無効審判請求を認めた審決を を判断した平成四年最判は、 審決取消訴訟の拘束力の及ぶ範囲 ·号一七八頁)) でも指摘したが、 結論(進歩性を認めたとの結 28民集四六卷四号二四五頁 判決文の説示文言をみ 一九号九三頁、 (第二次取消判決)を 判タ七八 進步

> ているわけである。 理もこの 理解の下において行わ

に反省を促すものがあるといえ 訴訟におけるこれまでの実務手法 判決の思想の背景には、審決取消 ある原判決を破棄したこの最高裁 力違反を理由に第二次取消判決で 提にして、第一次取消判決の拘束 決に関し右のような私の理解を前 にもかかわらず、 第一次取消

して、 ものである。 のあり方に密接にかかわってくる 消訴訟の審理範囲、 事例がある。この問題も、 六七条の適用いかんで問題となる ることができないとする特許法一 づいては新たな無効審判請求をす 同一の事実および同一の証拠に基 求における主張立証との関係が、 る主張立証と、第二次無効審判請 事例が少なくないのと似た状況と 判決の拘束力の範囲が微妙になる 2 このように第一次審決取 第一次無効審判請求におけ ひいては審理 、審決取

した事例である。 求であるとした審決の判断を支持 東京高判平16・3・23 (平成 一六七条に違反する無効審判請 (行ケ)第四三号)は、 係争特許に関 、特許

門における実務の手法であり、

無を結論づけるのが、これまで行

れてきた東京高裁知的財産権部

術文献を新たな証拠とすることは技術常識を証明するにすぎない技技術常識を証明するにすぎない技技術常識を証明すべき証拠を、同技術常識を証明すべき証拠を、同 決をし、 誤りはない、として、原告の請求 訴において、この審決の取消しを ものである。 するもので不適法である、という の請求は、特許法一六七条に違反 した。その理由は、 請求を却下するとの今回の審決を した。特許庁は、この無効審判の 九にかかる特許を無効とする、と を棄却したものである。 できないとした本件審決の判断 の審決を求めて、無効審判を請求 無効審判請求人は、再度、 て審判請求は成り立たないとの審 る、請求項九にかかる発明につい る発明についての特許を無効とす 先の無効審判が請求され、 確定、登録された。先の 請求項一ないし八にかか 無効審判請求人が本 本件無効審判 請求項

断された刊行物の組合せに加え、 (判時一八二〇号一二一頁) 第二回目の審判請求におい2時一八二〇号一二一頁)は、逆心方、東京高判平15・3・17 第一回目の審判請求で審理判

ることの必要性を示唆していると

他方、

をその理由として挙げている。 効理由を構成することが可能な点 することにより、前確定審決で審 判請求において、特定の周知技術 はないとしている。 新案法四一条)に違反するもので したのは、特許法一六七条(実用 特定の周知技術を新たに主張立 (およびその証拠) を新たに追加 判断された無効理由と別個の無 再度の無効審

との対比の範囲にとどまるとは 廷判決に従う限り同一の公知技術 うかがわせるものがあるが、大法 によって異なるものであることを に関する実務上の考え方も、事案 るこの二つの事例は、 つながる。特許法一六七条に関す 理の範囲も広く認めるべきことに い範囲が広ければ、それだけ、審 ない。再度の審判請求が許されな が、密接に絡んでいるのは間違 の利益衡量が必要な場面もある る範囲は、大法廷判決に示された 度の審判請求が許されないとされ な技術文献を追加提出できるかを 審決取消訴訟の審理の範囲とは別 3 味するに際して、 審決取消訴訟でどこまで新た 特許法一六七条によって再 柔軟に対処す 審理の範囲 11

いうことができる。

柔軟な対処の要請

出されなかったときに、審決を取 るべき周知文献が、書証として提 思い付くものなので、結論として することがある。 を取り消す場合には、再開される いて、訴訟においても、 は審決を支持できそうな事案にお きないが、当該周知技術が誰でも のように記載したらよいかに腐心 審判において指針となる説示をど 文献では審決を支持することがで 立とした審決の取消訴訟におい 消してよいものか、また、審決 審決の論理構成あるいは周知 絶査定不服の審判請求を不成 根拠づけ

東京高判平14・11・14(平成一年(行ケ)第三九号)は、訴訟四年(行ケ)第三九号)は、訴訟三にかかる本件発明との間の相違点三にかかる本件発明との構成(非ス三にかかる本件発明との間の相違点三にかかる本件発明との間の相違点によってその構成が知られていたものと認めることもできず、他にこの事実を認めるべき証拠はしていないから、これらのを記載していないから、これらのを記載していないから、これらの性が知る本性を明めるできず、いたものと認めることもできず、他にこの事実を認めるべき証拠は中で、とし、相違点三にかかる本

頭に置いた説示と理解することが 証されなかったから、判決確定に 明一の構成の採択が容易であった そして、相違点三に関する本件発 断は誤りであると認定判断した。 号証発明において、かかる周知技 誤った認定に基づいて、「甲第三 決をみなければならないことを念 無効の判断は、訴訟で最終的な解 いとしたものであり、特許の有効 を証明する証拠の提出は許されな 審判においては、新たな周知技術 これは、審決取消後に再開される のである、との説示をしている。 て、判決の拘束力を受けるべきも は容易想到ではなかったものとし 効審判請求においては、この構成 より再度審理されることになる無 ことについては、訴訟において立 って容易である」とした審決の判 術を適用することは、当業者にと た審決の認定は誤りであり、その 件発明一の構成が周知であるとし

○ 今国会に提出された特許法一○ 許権者は権利行使ができないもの できものと認められるときは」特許無効審判により無効にされる 特許無効審判により無効にされる がまが しょう しょう はいま はいま はいま では、「特許が 四条の三の改正案では、「特許が 四条の三の改正案では、「特許が 一〇 会国会に提出された特許法一〇

視点からみても、本来の特許無効 ており、 請は高まることになろう。 た審理の範囲内においても、 ればならない。大法廷判決が示し 取消判決でその結論が得られなけ しかも、できるだけ、第一次審決 な判断が要請されることになる。 無効についての結論としての的確 いて可及的速やかな、 迅速にその結論を得るために、東 効審判請求とその審決取消訴訟で の枠内であれ審理判断可 に充実化することにより、 高裁知的財産権部門の審理がさら 専門家の関与の充実に伴って東京 京高裁知的財産権部門の審理にお に関する審理判断が求められる無 特許法改正案に基づく侵害訴訟の になっている現在において、また 控訴審が東京高裁に係属するよう なった適切なテンポで行われその 特許の無効判断について所定 第一審の審理が時宜にか 特許の有効 能となっ この要 技術

大法廷判決理論がこれまで審決を決議りがあるなら、結論に影響を及ぼすが、前審判断の利益にあるとすれが、前審判断の利益にあるとすれが、前審判断の利益にあるとすれが、前審判断のががあるなら、結論に影響を及ぼす

変容していく必要がある。判断するべく、訴訟の処理体制が関の最大限にまで踏み込んで審理めて大法廷判決が許容する審理範囲の最大限にまで踏み込んで審理をはいえ、むしろ、東京高裁の審とはいえ、むしろ、東京高裁の審

サ おわりに

らは、 あっては、発明が新規性、 ものである。 のあるものにすべきものと考える 実させて審決取消訴訟の審理を実 た上で、専門委員の制度を着実に 必要であるとの認識を念頭に置 終的な判断を形成しておくことが がちである。しかしながらこれか 判断を特許庁に委ねる傾向に偏り の特許要件を充足するかの最終的 審決取消訴訟の実務に携わる者に 訴訟代理人さらには裁判官など 東京高裁において、 調査官制度をさらに充 その最 進歩性

(しおつき・しゅうへい)